

大磯町立ふれあい会館条例の一部を改正する条例

大磯町立ふれあい会館条例（昭和 59 年大磯町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「又は団体」を削り、同条第 2 号中「各種」を削り、同条第 3 号中「特別の理由があると認めた者」を「適当と認める者又は団体」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

大磯町立ふれあい会館集会室等使用料

区分		使用料（1 時間につき）
教養娯楽室（和室）	町内	300 円
	町外	600 円
第一集会室	町内	300 円
	町外	600 円
第二集会室	町内	300 円
	町外	600 円
第三集会室（和室）	町内	300 円
	町外	600 円
大集会室	町内	500 円
	町外	1,000 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の大磯町立ふれあい会館条例（以下この項において「新条例」という。）別表に規定する使用料の徴収その他の新条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。

平成 23 年 11 月 30 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄